

# ザ・ひとりおやかた

THE HITORIOYAKATA

No.10 2026.2.17

かわちの一人親方労災保険組合  
〒577-0012 東大阪市長田東 2-1-31-301  
T)06-6785-7133 F)06-6785-7133

## 年度更新・総代会カレンダー

### 1 更新（変更）希望確認

「更新（変更）希望確認書」をこのニュースと同時に届けします。  
3月3日（火）までに回答ください。

### 2 会費徴収

更新（変更）希望の方は来年度の会費労働保険料を3月10日（火）までに振込ください。

※振込先

りそな銀行東大阪支店  
(普) 0382596  
カチナヒトリオヤカタロウサイホンクミアイ

### 3 加入者証交付

会費・労働保険料を納入されたら、  
3月27日（金）までに加入者証をお届けします。

### 4 第6回総代会開催

6月5日（金）18:15～

# 一人親方に対する元請の安全衛生対策の推進

## 労働安全衛生法の改正(R8・9年から)

個人事業主（一人親方など）に対する安全衛生対策の法改正により、次のことが決まりました。

(1)一人親方にも安全対策を (R9.4.1～)

元請（注文者）は、労働者と一人親方が同じ場所で作業を行う場合、両者で区別することなく、同様の安全対策をおこない、違法な指示はしない。

(2)一人親方も労基署に申告できる (R8.4.1～)

一人親方が請け負った作業について、労働安全衛生関係法令違反を労働基準監督書に申告し、是正を求めることができる。そのことによって不利益な取扱いを行ってはならない。

※これまで門前払いされていた一人親方が労基署に相談・申告できるようになりました。

(3)労災事故の報告の義務付け (R9.1.1～)

一人親方が労働者と同じ場所で作業していて労災事故にあい、死亡または休業（4日以上）した場合には、所轄の労働基準監督署が情報を把握できるように、関係者に報告を義務付ける。関係者には元請（注文者）だけでなく、一人親方も含まれる。

※「労働者死傷病報告」の制度が個人事業主（一人親方など）にも広がりました。

## 第6回総代会のお知らせ

**日 時 6月5日(金) 18:15～20:30**

**会 場 大阪府立図書館大会議室（東大阪市荒本）**

**第1部 文化行事と研修（かわちの労災保険センターと共催）**

●落語・桂 福点(かつらふくてん)さん 全盲の落語家。人情噺が得意

●講演・伊丹匡哉(いたみまさや)さん 元労働基準監督官の社労士

**第2部 総代会 ※終了後に懇親会（会費制）**

総代以外の会員の参加も歓迎！  
参加費は無料！

## 4月以降の入会者 44名のデータ

### 【年代別】

10歳代 4人

20歳代 9人

30歳代 11人

40歳代 8人

50歳代 9人

60歳代 3人

平均40歳

### 【職種別】

解体工 16人

内装工 15人

塗装工 8人

防水工 3人

タイル工 1人

電気工事 1人



### 【居住地別】

大阪市・東大阪市 各9人

守口市・門真市 各3人

茨木市・枚方市・八尾市・藤井寺 各2人

能勢町・摂津市・寝屋川市・四条畷市・柏原市

羽曳野市 各1人 他府県6人

### ひとこと

労災特別加入するなら、一人親方は「かわちの組合」、中小企業事業主・家族・役員は「かわちのセンター」へ。2つの団体が協力して労災防止をすすめます。

このニュースのバックナンバーはHPをご覧ください⇒ (URL) <https://kawachino.org>

## 会費・労働保険料 料金表

### (1) かわちの一人親方労災保険組合会費

年間 12,000円

(年度途中の加入は1月当り 1,000円)

### (2) 労働保険料 ※法律で定められています。

○希望額を選べます

○年度途中の加入は1月当り下記の12分の1

※労災保険料率は17/1000で変わりません。

給付基礎日額(休業補償額)	年間保険料	会員数
3,500円(2,800円)	21,709円	113人
4,000円(3,200円)	24,820円	
5,000円(4,000円)	31,025円	7人
6,000円(4,800円)	37,230円	1人
7,000円(5,600円)	43,435円	1人
8,000円(6,400円)	49,640円	
9,000円(7,200円)	55,845円	
10,000円(8,000円)	62,050円	3人
12,000円(9,600円)	74,460円	1人
14,000円(11,200円)	86,870円	
16,000円(12,800円)	99,280円	
18,000円(14,400円)	111,690円	
20,000円(16,000円)	124,100円	
22,000円(17,600円)	136,510円	
24,000円(19,200円)	148,920円	
25,000円(20,000円)	155,125円	

### Q. 給付基礎日額(休業補償額)とは

#### A. 労災事故で休む時の補償額をあらかじめ選ぶもの

(例) 給付基礎日額 10,000円の人が

ケガで30日休んだ場合(うち待定期間3日間)

補償額は 8,000円 × (30日 - 3日) = 216,000円

## ◆最近の労災事故◆

今年に入って、次の様な労災事故の保険請求をおこないました。

(※実際に起こった事故をモデルにしたフィクションです)

### ● 切創 (休業7日間)

建物解体現場にて、薄い鉄板をダンプカーに積もうとした際に、鉄板の端が左手の掌に当たり、手袋を二重に装着していたにも関わらず、左手指を深く切る傷を負った。自身で止血処置し、当日夕方に病院に行った。

### ● 打撲・骨折 (休業30日)

建物解体現場にて、トラックへ資材を積み込む作業を行っていたところ、資材をぶつけてしまい、跳ね返ってきた資材が腕や足にぶつかり、打撲を負った。当日は軽傷と思ったが、翌日に痛みが増したため受診したところ骨折とわかり、休業した。

給付基礎日額3,500円につき、受け取った補償額は  
2,800円 × 27日 = 75,600円

※給付基礎日額は希望額を選ぶことができます。

